

2023年度 第4回理事会次第

日時：2023年11月5日（日）10:00~12:00

会場：千葉県社会福祉センター3階会議室中①

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題→議長は会長

(1) 会長と三役会からの報告

- ・経営戦略会議（委員会再編・地域集会の地域見直し）
- ・孤独・孤立相談ダイヤルの取り組みについて
- ・談話室【ソーシャルワーカーカフェ】10月21日（日）について
- ・苦情について
- ・理事・代議員選挙について
- ・事務局体制について

(2) 議事

- ・新入会員の承認について
- ・就業規則の改正について
- ・「規程第37号 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（案）」について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

5. 閉会

次回理事会予定

2023年度第5回理事会 2024年1月21日（日）10:00~

場 所 千葉県社会福祉センター3階会議室中①

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-第4回理事会資料
- ② 別途ダウンロード-9月新入会(9名)、10月新入会(2名)(内、キャンペーン対象2名)報告

【理事会議事・承認依頼1】

②新入会および転入報告：9月新入会(9名)、10月新入会(2名)(入会年度内30歳以下2名含む)、
について、理事会の承認を求めます

参考：

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長(第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。)が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

【理事会議事・承認依頼2】

「規程第37号 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(案)」について、理事会の承認を求めます

説明：

2022年1月1日より改正され施行された電子帳簿保存法の宥恕措置期間(※1)が2023年12月31日で終了し、2024年1月1日以降の電子取引データからは紙保存のみは認められず電子データとして保存しておく必要がある猶予措置(=電子データがあることが前提)が適用される

これにより、電子取引データは今後、紙での保存が認められず、電子データで保存しなければならない

(※1)電子的に取引した請求書や領収書をプリントアウトして、税務調査等の際に提示または提出ができれば良いとした期間

以上により規程を整備したく「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(案)」について承認をお願いする

参考資料：電子帳簿保存 補足資料

【電子データ保存】

① 電子帳簿等保存

-対象となる帳簿・書類：自己がコンピュータを使用して作成する帳簿・決算関係書類
帳簿…仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳など
決算関係書類…損益計算書、貸借対照表など

② スキャナ保存

-対象となる書類：取引相手から受け取った書類、自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
重要書類…契約書、納品書、請求書、領収書など
一般書類…見積書、注文書、検収書など

③ 電子取引データ保存（規程第 37 号（案））

-請求書、領収書、契約書、見積書など

・検索機能の確保（表計算ソフトなどで索引簿を作成する）

「取引年月日」、「取引金額」、「取引先」

・規則的なファイル名を設定する

例：YYYYMMDD_金額_取引先会社名（20230607_200000_株〇〇会社）

※電子取引データの保存は、市販のソフトウェアなどを導入せずとも対応可能

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例にする法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、事務局長とする。

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) EDI取引（電子データ自動交換取引）
- (2) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (3) クラウドサービスを利用した請求書等の授受

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- (1) 見積依頼情報
- (2) 見積回答情報
- (3) 確定注文情報
- (4) 注文請け情報
- (5) 納品情報
- (6) 支払情報

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者 事務局長
- (2) 処理責任者 事務局会計担当者

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- (1) 申請日
- (2) 取引伝票番号
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日付
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行し、令和5年11月5日から適用する。

電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- ・ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- ・ 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- ・ 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・ 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトに
アクセスできます



「改ざん防止のための措置」や「検索のための簡易な方法」については、次ページをご確認ください。



国税庁
(法人番号7000012050002)

改ざん防止のための措置とは？

- 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
- 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

※ 上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。
索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

【①のイメージ】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

【②のイメージ】

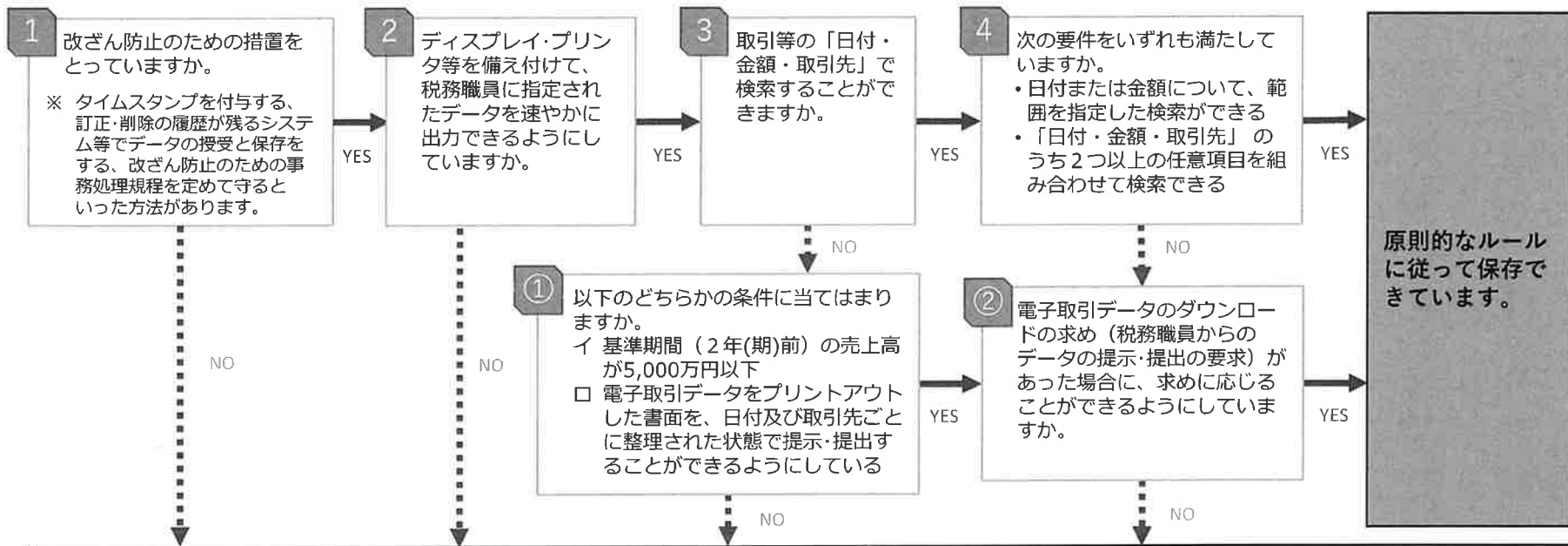
-  20240331_110000_(株)霞商店.pdf
-  20240210_330000_国税工務店(株).msg
-  20240228_330000_国税工務店(株).pdf
-  20241217_220000_(株)霞商店.pdf

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。



改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、
こちらから確認できます

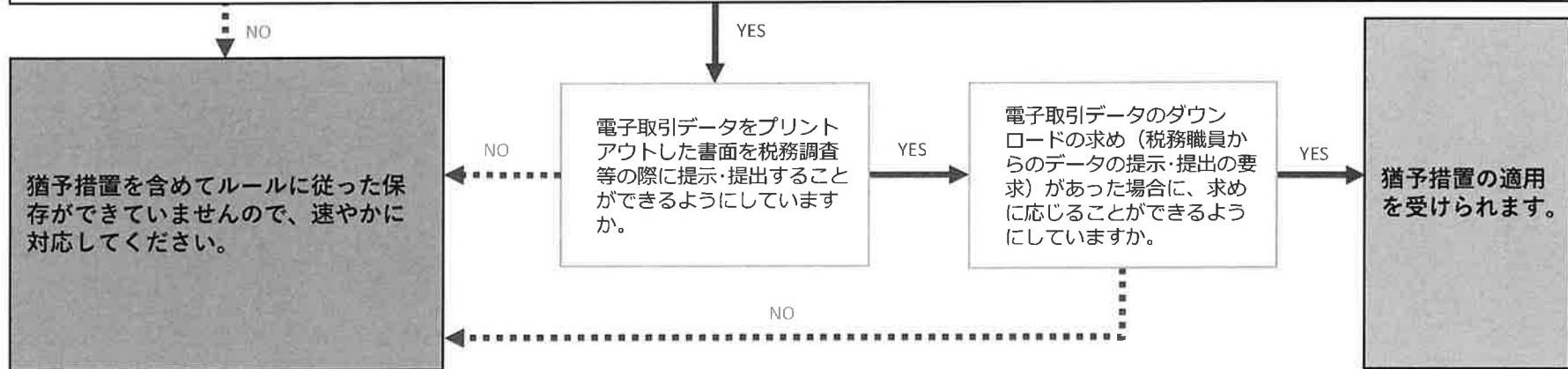
電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4（①イ・ロを含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。

※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2023年8月28日～2023年11月4日

【活動報告】

9月2日(土) 基礎研修 I
 9月2日(土) 日本会臨時総会
 9月2日(土) 会長会議
 9月3日(日) 会長会議
 9月4日(月) 三役会
 9月10日(日) 災害支援本部会議
 9月12日(火) 災害支援 県社協打ち合わせ
 9月13日(水) 経営戦略会議
 9月13日(水) 臨時三役会
 9月18日(月) 災害対策本部会議
 9月20日(水) 選挙管理委員会
 9月28日(木) 経験戦略会議
 9月28日(木) 臨時三役会
 10月5日(木) 三役会
 10月8日(日) 印旛地区地域集会
 10月10日(火) 外国人の生きる権利を訴える裁判報告会
 10月19日(木) 三役会
 10月22日(日) 災害対策委員会
 10月30日(月) 三役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

○2023年10月1日～2025年9月30日 我孫子市社会福祉協議会
 法人後見運営委員会 運営委員 片野 無事生氏

【後援・協賛】

○2023年10月28日 社会福祉法人 大成会（不二学園）
 「第37回自閉症基礎研修」、「第12回事例検討グループワーク」 後援

○2023年11月14日 千葉県社会福祉協議会 第73回千葉県社会福祉大会 後援

○2023年12月17日 訪問介護フォーラム実行委員会事務局
 「訪問介護フォーラム2023」後援依頼 後援

○2024年2月18日～2024年3月24日(動画配信)
 (一社)千葉県作業療法士会 第25回千葉県作業療法士学会 後援

◇その他の活動

○2023年9月2日(土) 千葉県防災危機管理部 災害対策室
 九都県市合同防災訓練(千葉会場) 服部 明氏(マッチング班)出席

- 2023年9月2日(土) 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第1回) 樽林 元樹会長出席
- 2023年9月2日(土)、3日(日) 日本社会福祉士会
2023年度 都道府県社会福祉士会会長会議 樽林 元樹会長出席
- 2023年9月15日(金) 千葉県社会福祉協議会
千葉県ボランティア・市民活動センター災害支援ネットワークちば(CVOAD)
台風13号災害支援関係者 情報共有会議 服部 明氏出席
- 2023年9月15日(金) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
大網白里市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について 白井 正和氏出席
- 2023年9月16日(土) 千葉県弁護士会
暮らしとこころの相談会(四街道)相談員 服部 明氏、及川 哲氏出席
- 2023年9月26日(火) 日本社会福祉士会 2023年度 都道府県士会体制整備支援連続勉強会第2回
古澤肇氏、四ノ宮章氏、石橋大輔氏、市川久夫氏、千葉あき枝氏、堀越広喜氏、
遠坂貴志氏、白井正和氏、梶原幸夫氏、吉武美樹氏出席
- 2023年9月27日(水) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
後見制度利用促進体制整備に係る担当職員勉強会 遠坂 貴志氏出席
- 2023年10月25日(水) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
令和5年度成年後見制度利用促進セミナー 古澤 肇氏出席
- 2023年10月29日(日) 日本社会福祉士会
2023年度都道府県ばあとなあ連絡協議会 古澤 肇氏、四ノ宮 章氏出席
- 2023年10月31日(火) 千葉市成年後見支援センター
市民後見人養成研修講師 秦野 隆治氏出席
- 2023年11月1日(水) 千葉県健康福祉部健康づくり支援課
令和5年度第2回千葉県地域リハビリテーション協議会 松本 友寿氏出席
- 2023年11月～未定(改定が済むまで) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
千葉県ホームレス自立支援推進会議 山崎 泰介氏出席予定
- 2023年11月7日(火) 船橋市地域包括ケア推進課
令和5年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 山本 誠一氏出席予定

- 2023年11月13日(月) 千葉県高齢者福祉課
第3回千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会 谷口 さなえ氏出席予定
- 2023年11月14日(火) 千葉県社会福祉協議会 第73回千葉県社会福祉大会
欠席(榑林会長は職務で出席のため来賓は欠席)
- 2023年11月18日(土) 市原市社会福祉協議会
令和5年度市原市市民後見人養成講座 古澤 肇氏出席予定
- 2023年11月26日(日) 千葉県精神保健福祉士協会
PSWより50周年記念式典 伊藤 佳世子氏出席予定
- 2023年12月17日(日) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
令和5年度 楽しく学べる! はじめての成年後見講座 石橋 大輔氏出席予定
- 2023年12月19日(火) 千葉県社会福祉協議会 令和5年度第4回理事会
榑林 元樹氏(ZOOM出席予定)

****** 会員情報 ******

10月31日現在正会員:1,641名(新入会:11名、転入:0名、退会1名、転出1名、)
準会員3名、賛助会員2名

2023/4/1 会員数	1,540								
各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考	
2023年4月	1,584	44	0	0	0	0	0	キャンペーン該当3名	
2023年5月	1,610	28	0	-2	0	0	0	キャンペーン該当2名	
2023年6月	1,614	4	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名	
2023年7月	1,623	9	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名	
2023年8月	1,632	6	3	0	0	0	0	キャンペーン該当1名	
2023年9月	1,640	9	0	0	-1	0	0	キャンペーン該当1名	
2023年10月	1,641	2	0	-1	0	0	0	キャンペーン該当1名	
合計		102	3	-3	-1	0	0	キャンペーン該当 10名	

企画部会

【報告事項】

ア、企画部会

●三団体ソーシャルワーカー研修WG

- ・ 9/8（金）PSW 協会 2名、MSW 協会 1名、社会福祉士会 2名

テーマは「地域で生きるを支援する」

予算：4. 8万円

- ・ 9/21（木）PSW 協会 2名、MSW 協会 1名、社会福祉士会 3名

主会場：館山+オンライン

暴走台風からコロナの3年間を経て今はそれぞれの業務が従前の計画通り継続できない中、それぞれがどう支援してきたかを振り返る。房総台風の被害が大きかった地域に注目し、被災を経た業務の備えや発災時にネットワークの中でどう支援していたか、作成していればBCPについて話していただく。

時間は2～30分、謝金7～9千円。

- ・ 次回打合せ 10/31（火）

●中央ブロック精神保健福祉士会社会福祉会合同地域集会

- ・ 9/25（月）PSW 協会 2名、社会福祉士会 6名

大雨災害を振り返り意見交換。困りごとは弱い人のところに寄せられていく、茂原で役所の人たちの大変さも感じた。「コロナ禍の間、どうしていましたか」と幅広いテーマ設定で意見交換の場を設け、茂原で災害を経験し生活の変化を支えている渋沢さんの事例を聞かせてもらいたい。

イ、地域集会

《実施》

●どうする!身寄りのない人の支援（千葉市地域集会）（第83回 多分野多種職種連携活動ゆるネット特別勉強会（千葉県介護人材確保対策事業））

○日 時 9/2（土）13：30～16：30

○会 場 千葉県社会福祉センター2階 研修室A

○参加費 無料

○定 員 80名

○内 容

家族がいない、家族に頼れないという身寄りの問題を抱える対象者は、年齢を問わず増加している。手探りで支援を行っている援助者向けの勉強会。

●「こどものために」から「こどもとともに」歩む地域社会へ～浦安・市川地域のこどもアドボカシーについて考えよう～〔浦安・市川こども・若者アドボカシー推進プロジェクト〕

○日 時 8/20（日）13：30～16：30

○会 場 浦安市民プラザ WAVE101 大ホール

○参 加 費 無料

○参加者 92名

○内 容

第1部：こどの・若者の声を聴く

第2部：浦安・市川地域のこども・若者に関わる大人達の想いを語る

第3部：参加者みんなで考えるワークショップ

●現場とちいきづくりに生きる 「新時代へ」今の地域に必要な福祉を次世代へ繋げる〔共催：中核地域生活支援センター君津ふくしネット〕（袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市 君津圏域地域）

○日 時 9/23（土）13：00～16：00

○会 場 木更津市金田地域交流センター（木更津市金田東 6-11-1）

○参 加 費 無料

○参加者 80名

○内 容（目的）

「担い手不足」が課題である君津圏域において、これからの地域経済、教育、文化等社会活動の担い手である若者の興味関心を専門職等が支える仕組みづくりのきっかけとして、かつての若者であり君津圏域で共生型地域づくりに先駆的に取り組んできた方（NPO 法人コミュニティワークス代表：筒井啓介氏、NPO 法人井戸端介護代表：伊藤英樹氏）へのインタビューを通じて共有し、立場や世代を超えた対話を重ねることで登壇者と参加者が共にエンパワメントされる機会とする。

●第九十七回『福祉道場』（柏我孫子野田流山地域）

○日 時 9/20（水）19：00～21：00

○会 場 インターネット上（ZOOM アプリを活用）

○参 加 費 無料

【乱取り～「不自由な福祉」って感じたことないですか？～】

福祉職人として働いていると、多重問題世帯や対応の難しい相談ケースも多い。それでも、あらゆる知識とネットワークを活かして、どうにか解決の方向に導くよう努力している。しかし！それでも「福祉って不自由だな」っておもうこともある。外国人の方が受けられない生活保護制度、同じ基準のリスク判断をしても対応の違いが出る関係機関…いろんな分野で働いている福祉職人達が集まるからこそ、それぞれが感じる「不自由な福祉」を語る。

●重層的支援体制整備事業について～重層的支援体制整備事業における社会福祉士の役割とは？～

(印旛合同地域集会 佐倉・八街・四街道地区・印西・白井・富里・成田・栄・酒々井地域)

○日 時 10/9 (日) 14:00～17:00

○会 場 公津の杜コミュニティセンターもりんぴあこうづ (成田市)

○参 加 費 500円(資料代)

○懇 親 会 研修終了後に予定 (別途5,000円)

○参加者 47名

○内 容

県内でも重層的支援体制整備事業が進められている自治体がある中で、私たち社会福祉士は制度の理解や関わりについて十分に理解できないまま、そして誰にも・仲間にも聞くことができないまま日々の業務に追われていませんか？先行地域で活躍されている会員等からの話題提供をもとに意見交換など合同勉強会を開催。

《今後の予定》

●市原地域集会

新型コロナウイルスが2類から5類になり、全国的にも通常の生活を取り戻してきている中、久しぶりに地域集会を実施したいと考えています。前回の地域集会で施設見学等もしたいとの意見もありましたので、今回は、今年の4月にオープンした社会福祉法人みらい工房つむぎの施設見学もかねて近況報告、意見交換会を実施します。日々、忙しいこととは思いますが、みなさんの参加をお待ちしております。

日 時：12/1 (金) 18:30～20:30

会 場：社会福祉法人みらい工房つむぎ

住 所：市原市菊間1277-1

内 容：自己紹介・現状報告等

【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	113号	114号
編集会議	8月	11月
原稿締切	9月25日	1月はじめ
入稿	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	10月末	2月末
発送	11月	3月

各委員会において、案内等を点と線に資料を同封する際は、上記のスケジュールに合わせて年間の計画を作成くださいますよう、お願いいたします。

各委員会から会員や外部団体へ配布する紙面について、点と線発行のタイミングと合わせることで、通信運搬費の削減につながります。次年度の点と線の発行予定を見ながら、発行タイミングを合わせるなどのご検討をお願いいたします。記事を事務局へ送る期限は、入稿時までです。（114号なら2月下旬 [20日頃]まで）

2 点と線113号 記事内容

特集1 子どものためのソーシャルワーク 2p～5p

※本号の特集を契機に、毎回帯記事で子どもの支援に関する記事を掲載する。また、QRコード、Googleフォームを活用して、会員から紙面を通じて意見を求める。

[構成]

- (1) リード文 なぜ、この記事に至ったか 0.5p (山田)
- (2) 寄稿文 (3名へ依頼)
 - 杉村優美さん
 - 山崎こず恵さん (らむねのビー玉)
 - ひなたさん (匿名)
 - きなこさん (匿名)

(3) 会員へ意見募集

本テーマについて、会員から意見を募集する。Google フォームにてフォームを作成し、会員から意見を頂く。

6p わ 水野謙治さん

7p ストレートネックマン 江戸川学園おおたかの森4 専門学校 小林恵一先生

8p 基礎研修I参加者報告 青木一磨さん 暮らしサポート成田

9p 被災地支援活動協力員名簿登録のお願い

10p 認定社会福祉士の声 大浦明美さん

11p 地域集会 ゆるねっと 吉井稔さん

12p 事務局だより

3 点と線 広告団体報告

- 遺品整理 ●生前整理
- ゴミ屋敷のかたづけ
- 不用品処分 ●草刈
- その他お家の事何でも

9時～18時 年中無休
TEL03-6863-9826
お気軽にお電話下さい
おたすけ救急車

おたすけ救急車

介護保険外サービス
福祉に強い便利屋
グランドール



とにかく何でもやります！
☎ 080-8166-3774
<https://benriyagrandeur.com>

グランドール

- ・収入11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向（掲載費9000円）でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

【お願い】

現在、業者より会員の反応について質問があります。各理事をお願いします。広告への反応を聞くことがありましたら、瀧澤まで教えてください。

また、業務のなかで広告団体の業界を利用する機会がある場合は、候補としてご一考ください。

【添付資料】

なし

【報告事項】

- ・ 8月31日千葉県高齢者虐待防止対策研修 初任者管理者オンライン 最大接続台数 141 台
- ・ 9月22日 現任者研修打ち合わせ
- ・ 10月21日 出張談話室 ソーシャルワーカーカフェ（株）ベストサポート訪問 参加者6名

【理事会決議・承認依頼事項】

自由記載

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修 I II III について

基礎研修 I	<u>申込受講人数 60 名</u>	令和5年 9月 2日	終了	集合研修	1回
基礎研修 II	<u>申込受講人数 37 名</u>	令和5年10月 8日	終了	残り回数	5回
基礎研修 III	<u>申込受講人数 43 名</u>	令和5年10月 7日	終了	残り回数	3回

2) 基礎研修 I II IIIの現状について

課題提出の遅れや期日までに e ラーニングを視聴していない方も受講生側に多く、各リーダー及び事務局が日々対応に追われている現状である。

2) 和洋女子社会福祉士取得支援講座について

令和5年10月10日から開始予定であったが、大学側のスケジュール日程のミスにより、すべての日程に他の科目が重なっていることが判明した。急遽、令和5年10月4日に和洋女子大学側の要請により、オンラインにて対応策を検討した結果、全て対面授業を中止し、YouTube 動画の視聴に切り替えた。自宅での撮影も可能であったが、トラブル及び混乱を最低限度にする為、自宅での撮影をお一人の講師のみ依頼し、あとの講師陣はすべて和洋女子大学に来てもらいこととなった。まずは令和5年10月10日は中止し、全て1週間ずらして令和5年10月17日から開始し、終了は令和5年12月26日とした。(別紙 参照 YouTube 動画の撮影日程表)

3) JC教育研究所 模擬試験作成事業について

令和5年9月21日 宮本氏と福間氏、浅見3名で来年の作成費用について訪問、今年から点検作業を業務として追加したことと、2024年度はカリキュラム内容が大幅に変更することで、作成費用の大幅なアップを当会から提案し、後日、模擬試験作成・本試験コメント・解説作成併せて約19万円ほど増額になることが決定した。

(令和5年JC教育研究所 業者間会議 ・ 令和5年10月24日コアメンバー会議録 別紙参照)

4) 副委員長、部会長不在について

福間様から副委員長の辞退の意向を受け、現在、委員長以外、当委員会での最終決定者がいない現状となっています。

5) 令和5年10月24日 第4回 コアリーダー会議開催 (オンライン)

- 1, 2024年度基礎研修 I II III 日程の再確認
- 2, 2024年度研修委員会 予算項目の確認
- 3, 新たな研修企画の有無について

(令和5年10月24日コアメンバー会議録 別紙参照)

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし

日 程 表

和洋女子大学、南館 8 階の 8-2 教室にて YouTube 動画の撮影 スケジュール

	日	時	科 目	講 師
1	10月17日(火)	①	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	吉田 志保
2		②	就労支援サービス	吉田 志保
3	10月31日(火)	①	相談援助の理論と方法	赤堀 久里子
4		②	低所得者に対する支援と生活保護制度	鈴木 将人
5	11月14日(火)	①	社会調査の基礎	福間 勝可
6		②	高齢者に対する支援と介護保険制度	塩原 貴子
7	11月21日(火)	①	権利擁護と成年後見制度	市原 久夫
8		②	地域福祉の理論と方法	矢野 明宏
9	11月28日(火)	①	人体の構造及び疾病	相澤 雅則
10		②	保健医療サービス	相澤 雅則
11	12月5日(火)	①	現代社会と福祉	福間 勝可
12		②	福祉サービスの組織と経営	矢野 明宏
13	12月12日(火)	①	相談援助の基盤と専門職	石山 明子
14		②	更生保護制度	石山 明子
15	12月19日(火)	①	福祉行財政と福祉計画	浅見 雅人
16		②	心理学理論と心理的支援	福間 勝可
17	12月26日(火)	①	社会保障	浅見 雅人
18		②	直前 受験対策	浅見 雅人

4限目 14:40 ~16:10 5限目 16:20~17:50

自宅にてオンライン YouTube 動画の撮影 ←開催日調整中

社会理論と社会システム	岡本 崇広
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	岡本 崇広

研修委員会 模擬試験作成会議（国家試験対策チーム 模擬作成部門）

日時：令和5年9月21日 15:00～16:00

場所：JC教育研究所 相談室

出席者：赤まる福祉：堀さま

千葉県社会福祉士会： 浅見雅人、福間勝可、宮本哲男

○現在の赤まる福祉の現状

登録人数：全国 約2000人

2022年度 個人登録が減少したものの、全社協関連の団体登録が増え、前年度とほぼ同じ登録人数となっている。その為、現在は、団体登録の拡大を図り、収支のアップを図っているとの事。

○千葉県社会福祉士会の現状報告

2022年度は、作成担当の減少にて2023年度の作成依頼を受諾できるか年末まで模擬作成の募集を続け、人数の確保を図ることができた。更に点検作業の強化を図り、いままで担当者にて無償で行っていた点検作業を予算化している。

○今後の登録人数の拡大の協力体制の強化について

当会への収入の還元を図る為にも赤まる福祉との登録人数の強化必要不可欠である。

団体向けのチラシを受け取り、関連団体へ協力を赤まる福祉から求められている。

個人チラシについては、千葉県社会福祉士会向けの割引ぎを検討・・・どのように受講生又は団体等にお得感を伝えていくか？

当会の広報誌の点と線の活用はどうか・・・の意見はでたが、具体的な方法は今後検討となった。

○模擬試験等の作成費用のアップについて

下記の理由により、作成費用のアップを求めた。

①いままで無償で行っていた作成後の点検作業を2023年度から予算化した。

②来年度 2024年度から大幅にカリキュラムが変更、新たな問題集を作成することになり、標準テキストを基本として問題を作成する。

結論：いままでの金額よりも作成費用のアップの確約をもらった。金額はどのくらい上げていくか？再度今年度中に話し合うこととなった。

第4回 研修委員会 コアメンバー会議 (オンライン会議)

令和5年10月24日(火) 19:00~21:30

参加者: 浅見 堀江、矢戸、近藤、竹村

①基礎研修 I II III、

○現状報告(堀江氏、矢戸氏、竹村氏)

今年度、集合研修を実施した際(基礎研修IとIIのみ)、グループワークを実施した際、会場が狭く、他のグループの声が聞こえてグループ内での協議がやりにくい状態となっている。できれば、2024年度は少し大きめの会場確保をお願いしたい。

○基礎研修期間中に受講できない方での対応方法について

基礎研修年間すべて受けられなかったら、他の都道府県へ振替受講を進める。来年度全額払うことはどうか? 1日5,000円ごとに料金もらうことは可能か? 事務局の業務負担もふくめて確認が必要である。

②基礎研修 来年度の日程再度確認、受講料検討について

2024年度 基礎研修 日程予定 受講料はすべて今年度と同様

基礎研修I 受講料 5000円 確定

第1回 令和6年9月8日(日) 集合研修

第2回 令和7年2月1日(土) 集合研修

基礎研修II 受講料 45,000円 確定

第1回 令和6年5月26日(日)

第2回 令和6年6月9日(日)

第3回 令和6年7月14日(日) 集合研修

第4回 令和6年8月25日(日)

第5回 令和6年9月22日(日) 集合研修

第6回 令和6年10月20日(日)

第7回 令和6年11月10日(日)

第8回 令和6年12月1日(日)

第9回 令和7年1月19日(日)

第10回 令和7年2月16日(日) 集合研修

基礎研修Ⅲ

受講料 45,000円

第1回 令和6年 6月8日(土)

第2回 令和6年 7月13日(土)

第3回 令和6年 8月24日(土)

第4回 令和6年 9月21日(土)

第5回 令和6年10月19日(土) 集合研修 ←前回と変更

第6回 令和6年11月30日(土)

第7回 令和6年1月18日(土)

第8回 令和7年2月15日(土) 集合研修

③基礎研修課題未提出又は期日を守らない受講生の対応について(報告 浅見より)

1都5県に電話で調査した内容・・

東京と神奈川は期日厳守 他県は柔軟に対応している。

期日厳守を原則として千葉県でのルールを決める。

具体的な文章の内容は年明け以降の会議内で決めていく。

④和洋女子大学受験対策について(報告 浅見より)

当初は対面で10月10日から開始する予定であったが、他の科目と日程がすべてかぶってことがわかり、急遽 対面授業からYouTube 動画撮影に変更、すぐに対応は追いつかず、これ以上変更は混乱を招く恐れがある為、岡本先生のみ自宅内でのYouTube 動画撮影となり、ほかの講師の方々が予定通り、和洋女子大学へ出向きカメラに向かって講演をして頂くことになった。10月17日火曜日から第1回目を開始とする。

⑤JC 教育研究所の来年度の作成費用の増額について(報告 浅見より)

9月21日 宮本氏と福岡氏、浅見3名で来年の作成費用について訪問、今年から点検作業を業務として追加したこと、来年度は科目がと大幅に変わることが作成費用のアップを求め、約19万円プラスで承諾頂いた、現在、和洋女子大学に団体枠で参加しないか持ちかける。

⑥実習指導者養成講座(担当 近藤氏より報告)

令和5年11月25日 26日開催

48名申し込み36名まで枠を増やす。4名キャンセル待ち、他県からも申し込みあり

来年度は受講人数をもう少し増やす。3年以上経験及び会員優先を外すことも検討する必要がある。

⑦2024年度 予算内容について

1、基礎研修 I 60名×5000円 予定

レポート1本：300円

人数：60人

基礎研修Iレポート本数：7本/年間

300円×60人×7本：126000円

(受講生一人辺り 2100円)

2、基礎研修II 35名×45000円 予定

ソーシャルワーク理論 1本

地域開発政策系 5本

地域開発政策系修了課題 1本

実践評価系 1本

実践評価系修了課題 1本

計9本

3000円×9本×35名 94,500円

3、基礎研修 III 40名×45000円 予定

実践評価 2本

ソーシャルワーク理論 2本

権利擁護 2本

サービス管理 2本

地域開発 3本

人材育成 3本

計 12本

3000×12本×40名 144,000円

レポートの読み込みの大幅な内容変更・・・検討

スタッフ事務負担を兼ねてレポートの読み込み3000円プラス1000円 2000円

アップで調整する。

集合研修の際、交通費も加えておく。

- 4、JC 模擬試験対策（赤まる福祉） 今年度同様に開催予定
- 5、和洋女子大学受験対策講座 今年度同様に開催予定
- 6、実習指導者養成講座 40名変更 今年度同様に開催予定
- 7、淑徳大学「卒後教育と人間開発Ⅱ」 2024年度 実施しない。

(理由:科目を大幅に変更したことにより開催しない。)

⑧倫理綱領研修のプレ研修について

実際何人くるか 日本会の倫理プログラムで受講生が集まるか

やるからには受講する側が興味を引く内容でなければならないし、チラシもその意識をおいた内容しなくてはならないと思われる。

結論

本体の研修・・・4月、5月を検討・・・プレ研修をしなくても興味をもってもらう人はいる。日本社会福祉士会の研修を開始するとしたら、まずは倫理綱領養成講師研修を修了した方々を集めて、千葉県社会福祉士会としてどのような研修プログラムを組み立てていくか？話あっていく必要がある。

⑤11月6日から理事公募開始

会員全員に封筒と公募について周知していることと思われるが改めて委員へ伝える予定

次回 第5回 コアメンバー 会議

12月7日 19時 オンライン会議

【承認事項】 なし

【報告事項】 2023年度 第5回 ぱあとなあ千葉・運営委員会 議事録

□日時：2023年10月26日(木) 16:30~18:30 ZOOM ID 871 4698 8222 パスコード 01234

出席 [委員長] 古澤 [副委員長] 四ノ宮、石橋

安藤 浅見 飯田 越後谷 岡元 大浦 太田 小川知 木岡 朽名 倉下 長尾
堀越 吉田 長友 助川(協力員)、遠坂(協力員)、小川晴(協力員)

記録 浅見

【報告事項・協議事項】

1. 報告事項(委員長、副委員長)

① 県社協 アドバイザー派遣

10/24 白子町 遠坂 10/30 いすみ市 遠坂

11/2、7、8、14日 長生三町(睦沢、長柄、長南) 遠坂

10/25 県社協主催 令和5年度成年後見制度利用促進セミナー 古澤、市川、遠坂

家裁と市町村との地区別意見交換会

本庁(八千代、習志野市、千葉市、市原): 習志野市の取り組みが遅れている

松戸(野田、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷): 地域の格差有

佐倉(成田市、佐倉市、酒々井、富里、白井)

: 中核機関 成田は、設置済。佐倉は、設置に向けて取り込んでいる。

それ以外の市町村はまだ決まっていない。

鎌ヶ谷: 中核機関設置は、うまく進んでいない。

野田市: 市と社協でどちらがやるか?

安房: あまり議題はなかった。中核機関の機能強化が課題と思われる

一宮: 停滞している現状である。

候補者の推薦についての課題

⇒ぱあとなあ千葉に推薦をどのタイミングで候補者をだすかとなる。

今後、中核機関の法制化(必須配置)はするのか

⇒現状法制化の予定は、ない(厚労省) 地域の実情にあわせて進めていく。

② 市原市市民後見人養成講座 市原市社会福祉協議会 古澤 肇

⇒11/18に変更 市民後見概論GW 1コマ 11/18 対人援助技術、意思決定支援GW 2コマ

③ 事務局 新たな職員配置 2023年10月から週5

④ 苦情相談 新規3件 継続2件

・登録員が辞任希望 ・PC環境がない ・家裁からの指摘 ・登録員同士の引継ぎ

協議事項

①規程類の改正 ※助言、指導に従わない場合の対応、登録名簿からの削除。

※11月5日の理事会で改正を目指していたが、会の規程、倫理委員会との兼ね合いも整理が必要。

※外部理事の中村弁護士、吉留司法書士にコメントをいただく。⇒10月31日(火)13:00~ZOOM

※2024年1月21日の理事会で改正を進める

※登録員の高齢化問題、辞任時の対応、多数受任(30件上限、自薦を除く)に、ついては、別途、リスクマネジメントの視点を入れて引き続き検討していく

2. コーディネート部会(四ノ宮)

①9月12日 コーディネート部会開催 ※断るケースが続いている。

8月から新メンバーとなる。依頼件数は、全体とすると去年に比べて増えている

家裁からの案件が300件近く 年間全体ですと500件ペースで進んでいる

9月辞退案件 20~24件となり、ぱあとなあ千葉のキャパを超えている現状である。

経験がある登録員へ振るしかない現状もある。このままコーディネートを続けていくか?不安である。※経験の浅い方は、無理をしないように再度注意をしている。

②事務局の追加業務として、推薦書類の発送業務を依頼 11月よりスタート

⇒候補者決定入力後→事務局から推薦依頼書を推薦候補者へ郵送業務

候補者が決定したら、郵送作業を事務局から郵送作業をお願いすることとなった。

③受任アンケート名簿更新(第2回臨時必須登録員研修アンケート)を受任アンケートに反映

→松中さんに依頼

3. 業務管理部会(石橋) 9月12日(コアメンバー)、10月10日業務管理部会開催

①随時報告読込 差し戻し13件程度(意思決定支援の記入、終了、完了のチェック等)

原因は意思決定がない 終了は、引継ぎ完了と伝えているが、伝わっていない現状がある。

②12月22日15:00勉強会開催 千葉県社会福祉センターにて無料(マニュアルを見て参加周知)

録画してYouTubeで後日アップ 13:00~pc入力支援

パソコンからシステムに入ることによって不安を感じている方に12月22日に参加を促す。

11月末又は12月初旬に案内。日本社会福祉士会 12月上旬にバージョンアップをする研修を行う。これ以上のバージョンアップは、実際は来年度になる。ご意見は、日本社会福祉士会や中央コンピューターサービスに依頼済。

新規代理権についてはチェックボックスを繰り返し、依頼しているが改善されていない。

③登録員からの苦情

1, システムの環境が整っていない

(主に2点メールができない、インターネットができないとの事)

⇒三役から連絡するが折り返しなし

2, 持っていた1件が終了し、退会したい。(システムで提出できない)

④登録員の面談 2 件

- ・ケースを辞任したい。・家裁から助言を求められている。
- ⇒委員長及び副委員長が面談対応する

⑤後見事務調査票と受任アンケート

- 来年も引き続きフォーム（グーグル OR フォームブリッジ）で作成。
- 12月、1月に、新たなシステム導入を準備している。
- 事前準備案内文の中に後見事務調査票の入力を都度搭載。
- 後見事務調査票・メーリングリスト・HP にアップして周知。
- ※受任アンケートについても ICT, コーディネートと調整し、一体的に進める。

4. 報酬助成審査会（越後谷、太田、飯田）

① 報酬助成 申請 1 件あり ⇒ 10 月 19 日報酬助成審査会開催した。

8 月 16 日にありました申請理由では施設費用が賄えず、当会の報酬助成を求める市町村は却下されている、昨年と同じ内容で受けている。家裁の審判 264,000 円となっており結論として 150,000 円を支給。

質問 安藤：市町村報酬助成が却下となっている。後見事務に内容は、審査対象にならないのか？

保佐人は改善の努力をしているのか？

ただ、基準を満たされるだけで通るものなのか？

大浦：世帯収入額は分離している。生活実態は同じ世帯となっている。他の世帯に分離はできないのか？ 施設へ入所できることで、来年は対象外になるのではないのか？

回答 越後谷：質問の内容の回答としては、後見事務の内容は、審査の対象に反映をしてない。

規程の基準に照らしあわせており、今回は、基準を満たしていると判断している。

後見事務に課題の心配があるケースは、報酬助成審査会での対応は、厳しい。

安藤：このような事例は放置すると好ましくない。次回の業務管理部会の議題にしたい

石橋：世帯ではなく個人で評価してもらえるように市町村へ投げ変えていく必要がある。

結論 運営委員会 賛成多数 助成可とする。

コメント 遠坂：市川市に世帯現状で色々な意見が出た旨を中核機関等の各関係担当者伝えるべきである。

5. 研修部会（古澤）

①人材育成研修 朽名、長友 36 名 第 2 回 9 月 2 日 第 3 回 10 月 14 日 第 4 回 11 月 11 日

⇒受講生の中に課題がある。レポート、試験、面接も検討し、慎重に検討する。

12 月 16 日あと 2 回で最後となる。相談が必要な方が数名いる。

11 月 11 日はスタッフの協力をお願いしたい。

36 名受講生の方で問題になる人がいる。登録することで完了と勘違いしている人がいる

再提出 再々提出もいるそれでも結果、人材育成を卒業している現状がある。

その後受任ができる現状は困惑する。今後は面談方式を再度導入するべきではないか。

実際的に受任後、苦情が表面化している現状を考えると、問題がある受講生の対応に苦慮している。人材育成が終了したら、すぐに受任できる状況を改善すべきではないか？
どのような方法でフォローをすべきか？ 本人の質の評価基準を決めていかなければならないと思われる。始まる前にオリエンテーションをして覚悟をもって研修に来てもらう必要があるのではないか？

②名簿登録研修 朽名、長友 2023年12月16日（土）

⇒チューター、面談の実施も検討 ※翌日に埼玉の人材育成研修修了の方がいる件

③第2回臨時必須登録員研修 古澤

⇒第2回臨時必須登録員研修 千葉県社会福祉センターAB 講師 中田 雅章氏

10月22日（日）参加者64名（内スタッフ9名、内登録員以外13名、欠席6名）

※アンケート現在（41名 回収率64%） お弁当注文、午後は、地域別GW。

倫理綱領、行動規範の研修は、一旦、終了。来年度以降も倫理綱領は、検討。

非常にわかりやすく新鮮な研修であった。アンケートでもとても高評価であった。

次回、2024年1月27日は、参集型での開催予定。

「チームケア（権利擁護支援チーム）の実践」（案）を検討している。

委員長より・・・※本庁での勉強会 立ち上げ：市川、石橋、浅見、朽名、吉田、大浦氏

あたりでいかがでしょうか？

④レベルアップ（助川、越後谷、石橋、安藤、堀越）

10月21日（土）13：30～15：30 ZOOM 伊藤佳代子氏、堀江亜希子氏

65歳の障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行、について

参加者：31名なかなか詳しい方が少ない・・・

基幹型：伊藤様 地域包括：堀江様二人を招いて研修を行った高評価であった

2回目12月2日（土）13：30～15：30 ZOOM

内容 親なき後における後見活動の注意点（家族や関係者とのかかわり）

現状関わっている計4名の話を進めていく形をとっていきます。

⑤支援者のための成年後見制度の活用講座（長尾、岡元、石橋） 9月24、25日

会場：千葉県社会福祉センター

参加者：29名、修了者26名

皆様積極参加してもらっている。講師に方に質問を投げ変えているもいてとても有意義な研修であった。

⑥千葉サポート（木岡、飯田、助川、千葉）

8月26日 居住用不動産処分 土井 義昭氏 参加者55名

- 10 月 28 日 死後事務 高美 修次氏 申し込み者 66 名
- 11 月 25 日 後見活動人の倫理とリスク管理 秦野 隆治氏
- 2 月 24 日 報酬助成、関係機関との連携 四ノ宮氏

⑦弁護士との事例検討 (助川 小川知 石橋) オンライン開催

参加費 1500 円

11 月 18 日 後見事務における法的課題について 中山 真樹氏

2 月 17 日 後見事務における法的課題について

石橋氏より、あまり質問ないので生の質問をお待ちしております。

⑧研修部会の部会員、部長について

部会員：堀越 安藤追加

6. 未成年後見 (長尾、岡元、石橋)

第 1 回勉強会開催 8 月 24 日 ZOOM 参加者 7 名 打合せ：11 月 15 日 16:00

未成年の女性の支援、児童自立支援がどのような役割をしていくか？

いくつかトラブル、未成年を地域移行にすることは手続き上、困惑している現状である

未成年後見をどう対応すべきか、本人の意思を尊重してどのような支援をしていくか

基本は未成年であるが通常の成年後見等でも考え方は同じである。

第 2 回勉強会の開催 2024 年 1 月 24 日 18:30~ZOOM 予定

未成年後見を検討しているが、参加対象者は、拡大予定。

未成年後見を受任してわからなかったこと。初めて感じたことを話すべきか悩んでいる。

7. 独立型社会福祉士 (浅見、安藤、助川、石橋、古澤)

独立型の集まりを開催、トラブルが起きた時の対処方法 参加者すでに 20 名。

専門職後見人の実践報告「トラブルや悩みの対応は・・・」

11 月 30 日 (木) 14:45~16:45 (14:30 受付) 千葉県社会福祉センター3 階小会議室

参加費：1000 円 案内チラシあり 夕方から交流会を開催予定である。

8. 法人後見

担当者、施設と行政と家裁と調整し、法人受任を辞任、個人後見選任への手続きを進める

9. リスクマネジメント部会 (古澤、石橋、四ノ宮)

※現在、休止中ではあるが、現在、課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問等の検討をしていく。

10. 会計(石橋、四ノ宮、長尾、堀越、倉下 松中事務員)

※各担当者:まとめ払いの前にスタッフ報酬のシートを提出するように。

来年度の予算案、予算把握シートを作成 事務局松中さんへ

第1回 11月10日20:00 第2回 11月17日 20:00 第3回 11月20日20:00

11. ぱあとなあニュース(76号) 太田

11月7日印刷、袋詰め予定 11月8日発送 ※11月3日原稿締め切り

※コーディネート、研修、業務管理、独立型(記事の執筆依頼)、未成年(記事の執筆依頼)、各地域の勉強会の案内 個別配布物はない

【その他】・登録員のしおり ⇒ホームページアップ

【次回 運営委員会】

※次回 2023年12月7日(木)16:00~18:00 ←この時間で良いか確認中

対面方式・千葉県社会福祉センターで開催しよう

その次は、2024年1月11日、その次は、3月7日

名簿登録規程改正について

赤字、斜線にて修正箇所。

追加項目として、ぱあとなあ名簿事項はメール等が含まれた

登録員の削除規程は、三回以上の指導をして改善しない。

4分の3の特殊決議 提出期限守らないこれで守らなければ1カウントとなり、これらが三回以上になれば登録員は削除となる。

現状1、2名ほどは対象になる人がいる。第十条は登録員の義務は、①活動報告は報告期限を守らない。

②電話連絡の返事がないなど、あきらかな指導内容の条件を想定している。最低限の内容で組織として規程を明確とする。

登録員には、メールや臨時全体会で発表を考えている。最近、全体的に質の低下が目立ってきている現状がみられる。この内容良いか?ご意見を聞きたい・・運営委員会内 賛成

現在、弁護士と司法書士と話し合いを続けていく。理事会には、11月にも報告、1月の改正を目指す。

【添付資料】 名簿登録規程改正(案)

⇒今回は、理事会内で意見交換を求め、次回(令和6年1月)の理事会で承認を検討しています。

一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程（案）

規程第22号

＜制定＞ 平成25年7月20日
改正 平成25年11月16日
改正 平成27年11月28日
改正 令和2年3月22日
改正 令和2年11月8日
最新改正 令和3年2月1日

（目的）

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）権利擁護センターばあとなあ千葉（以下、「ばあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ばあとなあ千葉運営規程第3条第1項第4号から第8号の事業の実施について必要な事項を定める。

（ばあとなあ名簿への登録）

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ばあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ばあとなあ千葉運営規程第2条第2項に定める「登録員」とする。

- （1）所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修又は人材育成研修）の修了者
- （2）所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- （3）所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- （4）未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ばあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ばあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規定第3条1項6号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第1項の「登録員」とする。

4 本会が、運営規定第3条1項5号の事業（以下、「法人未成年後見」と言う。）の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者とする。

5 本会は、前項に規定するばあとなあ名簿への登録および更新に際し、必要な研修の受講、およびばあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

（ばあとなあ名簿登録事項）

第3条 本会は、ばあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- （1）申請者の氏名、生年月日、住所
- （2）申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号
- （3）申請者の連絡先電話番号、メールアドレス

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、

名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

- 3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならぬ。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であることを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿から及び追記登録者名簿から抹消する。

- 2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

(1) 本会の正会員資格を喪失した者

(2) ばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者

(3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者

(5) 第10条に定める登録員の義務違反がある者

2 前号につき、3回以上の指導・督促に応じない者を対象とする

3 本会は登録削除に先立ち、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、当該登録員の意見を聞かなければならない。

4 当該登録員は、前項の通知到達後2週間以内に意見を述べるができる。

5 本会は、前項の期間経過後、登録削除の審議を行う。審議は運営委員会にて、出席した委員の4分の3の賛成でこれを決する。

6 前項の結果、登録削除となった者に対し、登録削除の通知を行う。

7 登録削除となった者は、前項の通知到達後2週間以内に異議申し立てをすることができる

8 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

- 9 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

- 2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたとき

は、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿及び再追記登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿及び再追記名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のばあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。決議は、運営委員会に出席した過半数の賛成で、これを決する。

(1) 千葉県社会福祉士会会費およびばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況

(4) 過去のばあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無およびその事情

(5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況

(6) 第10条に定める登録員の義務違反の状況

4 前3項6号につき、3回以上の指導・督促に従わなかった者を対象とする

5 審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。

6 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

7 審査の結果、登録、更新を認められなかった者は、前項の通知到達後2週間以内に異議申し立てができる。

8 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

(他県登録員の移動)

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登

録料はこれを徴収しない。

(登録員の義務)

第 10 条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第 11 条に定める活動報告を行うこと

(2) ぱあとなあ保険に加入すること

(3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

－本会が原則として年に 2 回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも 1 回は必ず受講すること

－その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと

－これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める

(4) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。

(5) 本会およびぱあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力することに従い、その内容を実行すること。

(6) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

(7) 成年後見活動で生じた事故及び事件は、本会に直ちに報告するとともに、誠意をもって対応すること

3 名簿追記登録者は、前項に加え、ぱあとなあ保険（E プラン・未成年後見業務）等に参加しなければならない。

(活動報告)

第 11 条 登録員は、本会に対して年 1 回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。提出方法は、ぱあとなあ千葉が指示する方法によることとする。この定期報告は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に行う。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。

(1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき

(2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）

(3) 後見等活動を終了したとき~~および~~、引き継ぎ事務が完了したとき

(4) 任意後見契約を締結したとき

(5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）

3 前 2 項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、

活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

(登録員に対する支援)

- 第 12 条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。
- 2 本会は、第 11 条に定める活動報告等を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。
 - 3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および 1 年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。
 - 4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

(名簿の管理と活用)

- 第 13 条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。
- 2 本会は、ばあとなあ千葉運営規程第 3 条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へばあとなあ名簿を提出することができる。
 - (1) 管轄する家庭裁判所
 - (2) 日本会
 - (3) 成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体
 - 3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項 (1) および (2) に規定する機関へ報告することができる。

(改廃)

- 第 14 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(研修実施の留保)

- 2 第 2 条第 1 項第 3 号の研修（成年後見人養成研修・都道府県研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。
- 3 第 7 条第 3 項の研修（更新研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 第2条第1項第3号の研修（成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修）については、平成27年度は実施しない。
- 3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する

【添付資料】

- ① 刑事司法ソーシャルワークの実務（ハイブリッド研修）応用編のアンケート
- ② 第2回 司法福祉委員会報告書
- ③ 第2回 学習会の報告書

【報告事項】

- ① 刑事ソーシャルワークの実務（応用編）が9月9日・10日に行われました。受講生35名でアンケートにありますように好評のうちに終了いたしました。
- ② 第2回司法福祉委員会（ZOOM会議）を9月16日に行いました。内容は添付資料にありますのでご覧ください。
- ③ 10月21日 第2回学習会をZOOMにて開催致しました。
講師は藤原正範氏（日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センター長）
『非行少年の自立支援に向けて社会福祉士ができること』

【理事会決議・承認依頼事項】

有りません。



2023年度 千葉県社会福祉士会司法福祉委員会 刑事司法ソーシャルワークの実務・応用編

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会の研修にご参加くださり、誠に有難うございます。2日間の研修、大変お疲れさまでした。

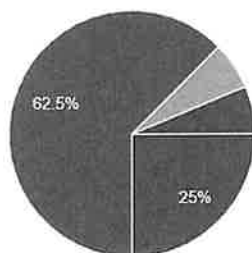
さて、受講していただきました皆さまからの貴重なご意見を、今後の参考とさせていただきますので、ぜひともアンケートにご協力ください。

基礎編2日目の終了後（10月8日）から10月20日（金）まで、アンケートを受付いたします。どうぞ宜しくお願い致します。

①この講座に参加した理由

16件の回答

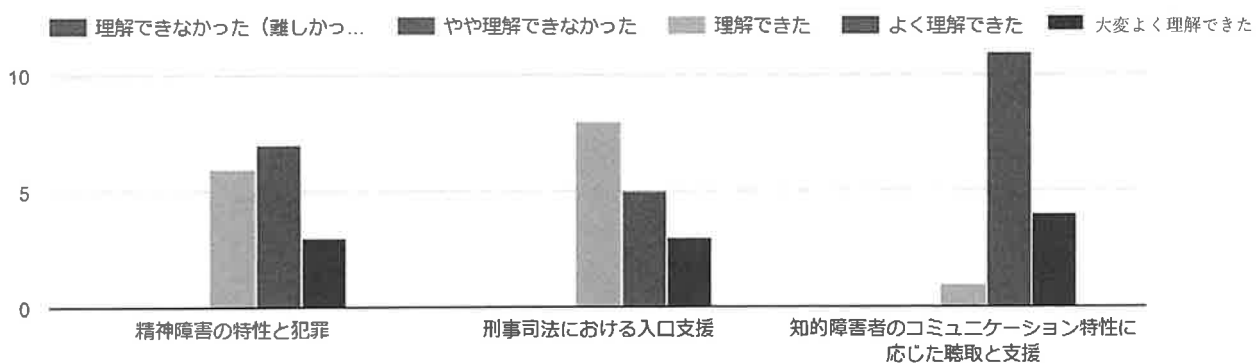
📄 コピー



- 仕事で実際に関係している
- 興味がある
- 基礎編にも参加したので
- その他

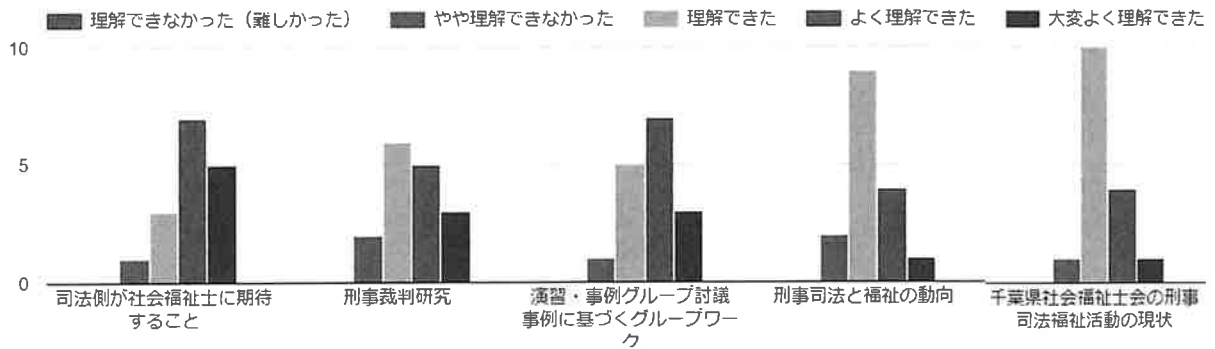
②研修内容について（1日目）

📄 コピー



③研修内容について（2日目）

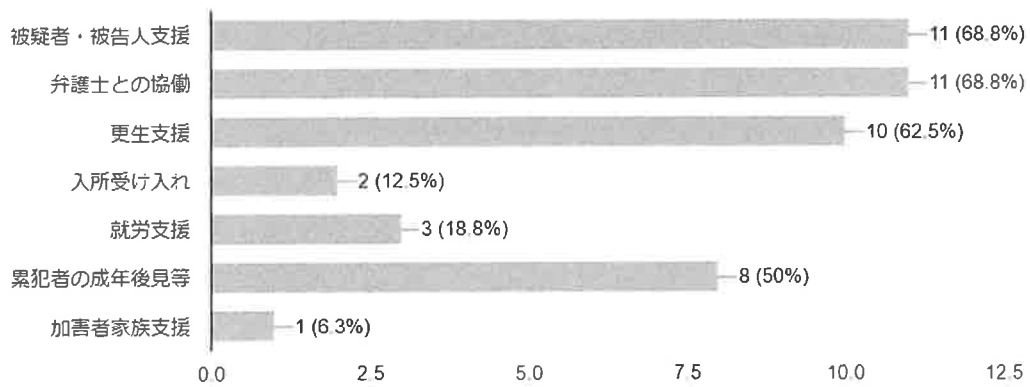
コピー



④あなたが関心がある刑事司法福祉について

コピー

16 件の回答



⑤今回の研修（ハイブリッド形式）に対するご意見や、司法福祉に関する感想等をお書きください。

15 件の回答

zoomがあり埼玉からも参加できました。ありがとうございました。

10/7の刑事司法におけるコミュニケーションの取り方は参考になりました。

基礎編の研修から参加させていただきました。

関心の高い分野ですので、参加させていただき、感謝いたします。

ハイブリッド研修は、非常に手間がかかることは、日頃の業務を通じて感じておりますので、このような研修形態で開催していただいたことに、お礼申し上げます。

研修を通じて、新たな知識を得ることができましたし、また、日頃の自らの実践を振り返る良い機会ともなりました。

今後も機会があれば参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

zoomでの参加はトラブルは多少あっても、参加できるメリットが高いのでぜひまた開催をして頂きたいです。実際に連携している福祉に理解ができている弁護士の話がきけたこと、実感が持てる事例を扱った検討は有意義でした。ありがとうございました。

基礎編、応用編共にお世話になりました。

今回大阪からの参加でした。千葉県での取り組みが弁護士会・県など行政との連携がとてもエネルギーになっていてなあと感じました。ありがとうございました。

基礎編応用編と受講することができ大変勉強になりました。学んだことを今後の支援に活かしていければと思います。講師の皆さま、スタッフの皆さま、ありがとうございました。

1日目と2日目のワークの際に音声割れて聞き取りにくかったことが少々残念でした。講師の方々の貴重なお話しなので次回参加することがあれば是非会場でお話を聞きたいと思いました。

ワークではハイブリッド形式ならではの様々な地域の実情を情報交換できたことは非常に大きな学びとなりました。それぞれの地域でのモデル事業等も調べ研鑽に努めたいです。

更生支援の事例では、人的な支援というのが非常に大きな役割を果たしていくと感じました。人的資源である専門職として、少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

貴重な研修 ありがとうございました。1日目の「精神障害の特徴と犯罪」五十嵐先生のお話は大変興味深く拝聴させていただきました。時間の都合で早足になってしまったのが残念でした。現場日携わっていらっしゃる経験談などもう少しお聞き出来たらうれしかったです。2日目の「司法側が社会福祉士に期待すること」橋ヶ谷先生のご講義、とても感動いたしました。ぜひ弁護士さんと協働してみたいと思いました。同じく2日目の「刑事司法と福祉の動向」について、発表して下さった内容の資料が手元があれば、なおわかりやすかったと思いますが、これから自身でも調べてみたいと思います。

ハイブリット形式であり、神奈川県より参加させていただきました。他県での活動や制度を知る機会を得ました。ありがとうございました。

研修内容は、司法、医療、福祉それぞれの専門的な内容だけでなく、相互の専門領域を理解・協力していくことがより進められている内容で、現在の司法福祉ソーシャルワークの活動についても非常に興味深い内容だったと感じています。

ハイブリッド形式でオンラインで全国どこからでも参加の機会が得られることは、ありがたいと思います。運営される方は大変かと思いますが、また機会がありましたら参加したいと思います。

終了時刻は厳守いただきたいです。

それから、初日(7日)千葉大学教授による講義は、本人の話術によるものか、音声割れ中途切れ途切れになり、大変聞きづらかったです(あくまで私個人の感想です)。

ハイブリッド方式での研修は、今後も継続いただきたいです。私の居住地の県社会福祉士会にはこういった研修会はありません。会場での開催となりますと、遠方からは参加そのものができなくなります。ですので、事務局の方の負担は大きいと思いますが、この形式を継続いただければ幸いです。

基礎編より参加させていただきましたが、グループワーク等多職種の方と協議できる場にまで参加できて、皆さんの知識を集めることでよりよい方針を打ち立てられるということを実感しております。参加の機会をいただきまして、ありがとうございました。

実際に支援を行っている人達の話を知りたいです。

事務局のマイクが入り、雑音がずっと聞こえていました。

家で勉強ができるので良かったです。デイサービスにも軽微な罪で刑務所に行かれた方が来られました。その人はにこにこした「うん。そうね」としか言わず、断らない穏やかな人でした。多分取り調べでも全部うなずいたのではないかと推測されます。司法福祉があれば、適切な支援につながり、罪をおかさなくてもすむのではないかと思います。

受講させていただきありがとうございました。科学警察研究所の先生のお話は、刑事司法swに留まらず、対人援助の場面、特に虐待対応などで活躍する面談技術だと感じました。大変勉強になりました(先生がおススメされていた本を早速購入しました)。ひとつ、ご提案なのですが、2日目の演習時にタイムキーパー役もいたらよかったです、と感じました。議論が白熱すればするほど、なかなか先に進めない場面もありましたので、司会進行と別にタイムキーパーが設定されていると、もう少しスムーズに演習を進めることが出来たのかな?と感じました(私たちのグループでは自主的にタイムキープを行っていたので比較的スムーズに演習が進みました)。もしよろしければ、ご提案まで。

第2回司法福祉委員会

日時：9月16日（土）10：00～12：00

会場：Zoomにて

出席者：宮下、大浦、青沼（途中退席）、吉田、宮崎、野村、寺崎
服部（途中退席）、小川（議事録担当）

欠席：伊藤、山本

内 容

① 理事会報告

- ・台風13号の影響
- ・10月の司法福祉学会に参加の寺崎さんの交通費は却下（理事会）

② 研修会より

- ・（基礎編の反省点）

事務局での対応では、画面の共有が出来なかった（困難だった）。

また、利用するパソコンや資料が分からず事前打ち合わせが必要だった。

- ・次回（応用編）では、弁護士会館の控室で対応する（事務局対応はない）
- ・事前の準備不足。弁護士がPCを設定したが、私たちも一緒に設定する（確認する）必要があった。
- ・講師のPCがホストだったので、受講生からのチャットにも対応した。
- ・社会福祉士会会長挨拶は屋外からの挨拶だったので、外部の雑音が入っていた。会長への事前連絡（会場の状況等）が必要。
- ・演習時の会場受講生は1グループ6人だったが、4人の2グループに分けた。応用編では5人2グループで、ファシリテーターが加わるように分ける（6人だと発言を遠慮し人数的に少し多い）
- ・通信機器は、受講生のチェック用、講師用等、ある程度PCがあった方がよい（原則は、弁護士会館用のPCのみ使用可能で、事前に許可を貰う）（宮崎さん、青沼さん、寺崎さん、小川がPC持参予定）
- ・10月7日（土）：役員11時集合

・10月8日（日）：役員8：20集合

応用編（10月7日、8日）について

*司会：7日野村さん、8日寺崎さん

*PC対応：7日服部さん、宮崎さん、8日寺崎さん、小川

*講師対応：宮下さん、大浦さん

*その他（受付等）：7日青沼さん、小川、8日山本さん、松丸さん

※その他については、会場にいる委員で対応する。

③学習会より

・10月21日（土）開催

・日本社会福祉士会HPにも案内掲載、全国ネットでの開催

・「非行少年」がテーマ。講師：藤原正範氏

④マッチング担当より

・現在はマッチング依頼なし

・報酬等については弁護士会と話し合いをする必要があるのでは。

⑤その他

・次年度の司法福祉委員会の委員長、副委員長等の候補

・委員長：寺崎さん（候補）、青沼さん（候補）

副委員長：野村さん

以上（議事録 小川）

*次回司法福祉委員会：12月16日（土）

2023年度司法福祉委員会 第2回学習会

開催日：2023年10月21日（土）10：00～12：00（ZOOM開催）

参加者：21名

講師：藤原正範氏（日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センター）

『非行少年の自立支援に向けて社会福祉士ができること』

<講義を終えて一感想・質問>

- ・ 虞犯少年の未成年後見を担当している。とても勉強になり、今後の後見活動の参考になった。
- ・ 少年事件の記録閲覧について、20歳になったら記録を廃棄することについて、どのように思うか。

→少年記録（家裁記録）は26歳まで保管している。

- ・ 「福祉の責任」を強く感じた。

- ・ 少年鑑別所の見学を希望

→千葉県社会福祉士会司法福祉委員会で検討

- ・ 少年非行を支えるのは、地域福祉が重要

≪感想とお礼≫

藤原先生

千葉県社会福祉士会 司法福祉委員会のみなさま

第2回学習会に参加させていただきました。

ビデオがすぐに消えてしまい、そのまま復旧できず、大変申し訳ございませんでした。

本日は、貴重なお話をありがとうございました。

司法福祉の現状や課題、私たちソーシャルワーカーとしての大事な視点等、多くのことを学ばせていただきました。

私は神奈川からの参加でしたが、今回のご縁を大切に、今後も藤原先生、千葉県社会福祉士会司法福祉委員会のみなさま、本日ご参加のみなさまとつながっていくことができれば幸いです。

追伸：最後にちょっとモヤッとしてしまった部分があり、1点だけ、私の個人的な感想を書かせてください。

SWの私たちも、SW以外の方々も、目の前の人を「犯罪者」とか、「犯罪を犯しそうな人」としてみる（捉える・分ける・カテゴリー化する・先入観をもつ等）のではなく、「人はみな平等で、同じように尊い存在」といった思いで、ご本人の思いに寄り添ったつながりをもてたら素敵だなと感じました。

藤原先生、みなさま、本日はどうもありがとうございました。

今後ともよろしく願いいたします。

神奈川県社会福祉士会会員

【理事会決議・承認依頼事項】

災害対策委員新任者1名の承認

氏名	活動地
都筑裕子(つづき ゆうこ)	鎌ヶ谷市

【理事会報告】

被災地支援活動報告 2023年9月台風13号

(報告書は別紙)

2023年9月台風13号接近に伴う千葉県社会福祉士会被災地支援活動の報告

2023年10月10日
千葉県社会福祉士会
災害支援本部

1. 台風13号の接近

台風13号は、上陸することなく、9月8日(金)21時に日本の南海上(東海の南海上)で熱帯低気圧に変わった。

2. 千葉県に関する被害状況(千葉県防災ポータルサイト 2023年9月29日)

- ①人的被害：軽症者5人
- ②住家被害：全壊4棟、半壊157棟

3. 災害ボランティアセンター開設等の公的被災地支援活動

千葉県社会福祉協議会HP上で開設が掲載された災害ボランティアセンター

- ① 大網白里市災害VC：12日開設するも一般ボランティア募集せず
- ② 長南町災害VC：11日開設⇒22日閉鎖 一般ボランティア募集有
- ③ 茂原市災害VC：10日開設⇒10月2日閉鎖 一般ボランティア募集有

4. 千葉県社会福祉士会の行った被災地支援活動

(1)災害支援本部の設置等

- ①9月9日(土)：会長以下関係理事で情報共有、災害支援本部設置を決定
- ②9月10日(日)：第1回災害支援本部開催
 - ・開設災害VC(長南町、茂原市)への支援を決定
 - ・災害VC一般ボランティア活動について協力要請
 - ・補助金対象の活動として申請手続きを掲載
 - *詳細は別紙議事録の通り
 - *会長声明は別紙2の通り
- ③9月18日(月)：第2回災害支援本部開催
 - ・災害VCの業務休止を受け、支援活動の休止を決定
 - *詳細は別紙3議事録の通り
 - *新会長声明は別紙4の通り

5. 補助金の申請状況(2023年10月4日現在)

2023年10月4日現在：0件

6. その他

会員からの活動報告、補助金申請に関する手続きに関して、Googleフォームによる方式を採用し、事務局での負担の軽減、紙資源の使用節減を図った。

以上

<別紙1>

2023年台風13号による被害に伴う被災地支援活動 災害支援対策本部 第1回会議（議事録）

2023年9月10日（日）18:00～19:30 ZOOM

出席者 榎林会長、山口副会長、事務局長、服部委員長、松本理事、星野災害対策委員

記録：白井

議事

1, 災害本部立上げについて

会長より説明、本日、会長、副会長、事務局長、災害対策委員長により災害支援本部を立ち上げた。

具体的な支援要請が来たわけではないが、支援の声をあげることが難しい方もいらっしゃるので、支援を行える体制を整えるのが良いと判断した。特に被災者の支援ニーズ調査を行う会員の支援を行うことが想定される。

2, 参加者

理事、委員長5名、災害対策委員1名 自己紹介

3, 基本方針

- (1) 大規模災害対応ガイドライン第5条の確認

4, 行動案について

- (1) 会長声明

原案を修正（「今後、活動要請に対する活動協力をお願いしたい。」等追加）後にホームページトップページに掲載する。

- (2) 災害情報集約掲示板

- ・名称はガイドラインをもとに設定した。
- ・困っていること、一緒にして欲しいこと、という形で呼びかける予定。
- ・グーグルホーム作成（山口副会長）
- ・災害対応ガイドラインの周知

- (3) 情報集約の方法

- ・理事 会長からメール配信
- ・委員会委員

災害対策委員会 委員長から災害協力員へ配信（山口さん作成グーグルフォームを利用）

他の委員会 グーグルフォームの活用

- ・ 一般会員、SW
ホームページ、トップページに、「会長声明」「災害支援活動時の補助金」のお知を掲載
- ・ 県社協の動きが把握できていない、県の情報も限られている。そのため、まずニーズがどのくらいあるか把握すべきと考えている。

(4) 会員による災害支援の補助

- ① 補助金額 一日あたり 5,000 円（旅費及び活動費）
- ② 補助の対象 千葉県社会福祉士会正会員、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会の正会員
※対象については、他団体含んでいるため、今後検討が必要
- ③災害支援活動の範囲
 - ・ 活動の対象地域の設定について、支援要請があった被災地域（災害救助法適用された地域、激甚災害指定された地域）に関する活動が対象
 - ア、 災害 VC 経由の一般ボランティア活動
 - イ、 行政、関係機関からの支援要請に基づき県 SW 会等として指示した支援
 - ウ、 その他当会が必要と認めた支援活動、を対象とする。これらを原則とする。
 - エ、 ニーズ調査を社会福祉士個人や会としての活動は想定しない。
 - オ、 法人所属としての活動、DWAT としての活動（ただし、県 SW 会推薦の 2 名は除く）は対象外となる。
 - カ、 県 SW 会としての連携調整も対象となるが、基本は理事が対応するため、資料には明示しない（災害対策委員は、2500 円/時間が支給されるため、そちらの規定を適用する）。
 - キ、 DWAT は、県社会福祉協議会からの支援要請に基づく活動として対象
 - ク、 県外を対象地域とするかは、今回、問合せがあった場合は、「県 SW 会にて確認」とする。

※今後、ガイドライン上、どのように位置づけるかは、災害対策委員等を中心に検討していく。
- ④ボランティア保険
活動者の住所もしくは職場を区域とする市町村社会福祉協議会で加入手続きを行い、被災地の社会福祉協議会での申請は避ける
- ⑤活動報告
 - ・ 補助を受けた者は、その活動終了後速やかに活動報告提出

- ・活動報告は1回で複数日分報告できるよう負担を少なくする。
- ・活動報告+補助費請求を1枚のフォームで服部委員長作成、作成後ホームページ掲載

(5) 義援金及び支援金募集

日本会の動向による。

次回会議に向けて

- ・今後、行政、関係機関から支援要請が増えてくることを想定しておく必要がある。
- ・土業ネットワーク等の関係機関との連携も想定する必要がある。
- ・県社協は、令和元年の被災経験を踏まえ、関係機関、社会福祉士会への支援要請も限定的な可能性がある。
- ・災害対策委員主体で対応できる体制を取れるよう検討する。
- ・今後、支援依頼があった場合、その都度、会議を開催するのではなく機動的に動くため、随時電話等での連絡調整を行いながら、災害対策員会で会員への応援募集を依頼する。

<別紙2>

台風13号による大雨被害に関する会長声明

台風13号の影響による大雨により千葉県内でも各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生しました。千葉県は茂原市など4市4町に災害救助法を適用すると8日に発表しました。

私ども千葉県社会福祉士会でも、福祉専門職の立場で必要なお手伝いをさせていただきます。

地元の社会福祉士はひとりひとりの生活の支えとなるべく奮闘しています。それぞれの地域で必要なお手伝いがあれば当会までお知らせください。

仲間を支えるために、一緒にお力をお貸しいただける社会福祉士は当会までお知らせください。

今回の大雨被害によりお困りになっているお一人お一人の方とお付き合いさせていただきながら、職種や立場、地域を超えて皆さんでつながりましょう。

この後、被災各地で進められている被災状況の調査結果が明らかになるにつれて、被災地行政や社会福祉協議会等から本会に対する支援要請が寄せられてくるでしょう。

これを受け本会では、会員の皆様に、会のホームページ等を通じた的確な情報提供をおこなったうえで、本会が決定した被災地支援活動への協力を要請していきます。

会員の皆様には、本会の支援方針や情報提供にしたいがい、被災地支援の仲間となっただきたいと思えます。

令和5年9月10日

一般社団法人 千葉県社会福祉士会 会長 樽林元樹

<別紙3>

**2023年台風13号による被害に伴う被災地支援活動
災害支援対策本部 第2回会議（議事録）**

2023年9月18日（敬老の日）19:30~20:45 ZOOM

出席者 榎林、山口、服部、市原、白井 議事録作成：白井

○議題：

①第1回会議以降の状況の推移（災害VC開設、社士の支援体制）

・山口副会長より報告

茂原災害ボランティアセンター

個人参加 8時30分から11時活動時間。高齢夫婦宅の支援に入る。

個人ボランティア終了となる。

長南町災害ボランティアセンター

土曜日の時点、月曜日個人ボラ終了

大網白里市災害ボランティアセンター

ニーズ募集、件数少なく、地元対応で済んでいると思われる

災害ボランティア協議会メンバーの活動参加あり。

連休前の時点で補助金申請なし。連休明けに確認する。

②9月18日時点での被災地の復旧状況

茂原ボランティアセンター

本日で個人ボランティア終了、概ね山は越えた。

会長より、ボランティアセンター縮小、市役所機能、地域包括機能停止して
いないため内部で対応できている。

市原監事より、土木工事等復旧していない。

災害ボランティアセンター、茂原は13日、長南町は11日開始（ニーズ6
件、ボランティア11件）、県社協より応援あり。

③他団体の支援活動

P協、MS協は支援体制をとらない。

④NPO等中間支援団体の評価

シーボアードが支援

床上浸水での床下の泥を乾かす装置等での支援

関係団体情報共有会議開催済み。次回22日開催予定
県社協が全体調整に関与している。以前より体制は良くなった。

⑤19日以降に取り組むべき支援（生活復旧に向けた支援の市町村への提供申し入れ）

現状で市町村への申し入れは行わず、個人ボランティア対応とした。

当会の災害情報掲示板への意見について山口副会長より報告

グーグルフォーム使用

委員・世話人・・・15名書込み、世話人から各地域の状況

避難所でペット保護について情報提供

理事・・・被災状況確認、必要な支援体制、3団体協力等

一般・・・なし

今後、会として活動として、社会福祉士会が行う支援とは何か、ボランティアセンターのボランティアを行うのか、ソーシャルワーク専門職としての活動は何をするのか。

ニーズ発掘をすると行政が嫌がる。

<会長より>

災害救助法適用はあるものの、長期間避難が必要でない状況が一番大きい。地元の人材が動いている。状況の変化の中で何かあるのか、今後の支援内容各地域で相談会等あれば、協力を申し入れる等必要か。

被災者の今後の生活上の困りごとに相談等で対応していくことの必要性は会の認識として維持していく。

暮らしとこころの相談（弁護士会）3月開催について茂原開催を提案したように、千葉県ソーシャルワーカー3団体（社士会、精神保健協会、医療SW協会）の集まる機会に他団体への活動協力について提案することも良い。

⑥支援活動終了の時期、条件

被災地での個人ボランティア募集が休止になってきたという現在の状況を踏まえ、終了の時期になってきたと認識する。ホームページの声明の内容を終了段階に併せて修正する。

ホームページの会長声明について

協力への感謝について、新たな声明（会員の協力に感謝）を出し、現状の声

明は削除。災害時情報集約掲示板、災害ボランティアセンター情報とも削除
補助金の案内は残す。 服部、原稿作成

⑦日本会：報告の時期、見舞金

新たな会長声明後に報告書をまとめる。見舞金は請求しない。

⑧その他：千葉県社会福祉士会の活動への影響など

会員、事務局等の被害はない。委員会活動の支障もない。

*次回（第3回）会議

本部員集合での会議は開催しない。日本会への報告書および今回の台風13号
に対する当会の被災地支援活動のまとめ（服部が作成）を書面で承認すること
をもって最終の本部会議とする。10月中旬を目途とする。

<別紙4>

<<<新しい会長声明>>>

皆様の被災地支援活動へのご協力に感謝いたします

9月8日の台風13号接近により千葉県内のいくつかの市町村が被災地となり、本会では直ちに災害支援本部を立ち上げ、会員の皆様に被災地支援活動へのご協力を呼びかけてきました。2019年の台風被害に比べると今回の台風被害は被災者の数など重大さが少なく、また会員の皆様を始めとする多くの支援者に支えられたこともあり、開設された災害ボランティアセンターでは個人ボランティア募集が休止になるなど被害の復旧が進んでいます。また、各地の支援関係者との情報交換からは、今後本会への支援要請が必要になる状況は解消されつつあると判断されます。

こうした状況を受け、災害支援本部では、会員の皆様に災害ボランティアセンターでの個人ボランティア活動を呼びかけることを中心とした被災地支援活動を休止することを決定しました。しかし、このことはハード面での復旧とは別に、生活環境の変化が被災者個々に新たな生活課題をもたらす可能性があるということをお忘れ去ることではありません。

今後は、被災地の復旧状況を見守り、事態の変化に対応できる体制を維持しながら、地域における権利擁護支援や研修事業の充実など従来からの重要な課題に注力していきます。

以上のことから、現時点での区切りとして、ここに皆様の被災地支援活動へのご協力に感謝する言葉を記させていただきます。本会を代表して、深く感謝申し上げます。

なお、今年の台風シーズンはまだ続いており、地震など突発的な災害はいつ発生するか予断を許しません。そのような事態に際しては、その時点でのご協力を皆様に呼びかけさせていただきます。

引き続き、本会の活動に対して皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

2023年9月20日

千葉県社会福祉士会 会長 樽林元樹

【報告事項】

令和5年9月25日 松戸市の当事業に係る担当者と担当理事が面談

①無料低額宿泊所いる対象者の同意書記入が進まない・・・

基本この業務は本人からの同意書をもってから自立支援を念頭に次の行き先を探す事業である。しかし、実施は同意書の記入が進んでいない現状が確認できた。改めて松戸市に協力を求めた。

②移動支援（引っ越し）の流れについて 改めて確認・・・

支援員は新規で無償低額宿泊所に入居している対象者の同意書の記入を確認したあと、担当ケースワーカーから対象者の情報を受け、移動支援の希望を対象者に確認したあと、松戸市へ報告、その後、いくつかの犯罪歴や独居生活の可能性について移動支援（引っ越し）会議を開き、引っ越しの有無を協議していく。

③当会の支援員の会議参加について

担当理事から当会の支援員二人も移動支援（引っ越し）会議の出席を求めた。自己決定、意思の確認を専門家として意見を述べることも、社会福祉士としての務めであることを伝えたが、課長からは『移動支援の可否を決めるのは、松戸市の行政側の権限である為、参加は控えてほしい』と言われ、お断りされた。

④今後の事業継続について

松戸市からは来年度以降も継続的に現体制のままでの事業継続の確約を頂いた。

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし

活動実績報告書

習志野市福祉ふれあいまつり

相談委員 山本 誠一

令和5年10月29日(日) 10:00～16:00

習志野市役所 1階 展示スペース

【活動報告】

- ・千葉県社会福祉士会としては、福祉のお悩み無料相談ブースを開催しました。
- ・来場者は盛況で他の福祉団体では、団体の活動紹介や普及活動を展開していました。無料のノベルティグッズを配布したり、自作の作品の販売をしていました。
- ・社会福祉士会としては、会の活動紹介紙ファイルとばあとなあ千葉のリーフレットを設置しましたが、持ち帰られた来場者はおりませんでした。

【相談人数】 1組1名

- ・当日は服部明 理事が応援にお越し下さいました。

以上

【総 評】

成年後見の申立に関する相談が多くなってきており、世間でも成年後見制度の活用についての関心が高まっているように思えました。しかしながら、制度について誤った知識(特に親の財産処分をしたいので後見人になる等)をもった上での相談がいくつかあり、制度の正しい説明が求められました。相談員は、家族が後見人になるメリット・デメリットをしっかりと説明できないとならないと感じました。